

エコライフサポーター実施要領

(任務)

第1条 エコライフサポーター（以下「サポーター」という。）は、次のことを行う。

- (1) 自ら率先して環境に配慮した行動を実践すること。
- (2) 市の実施する講座や自治会、公民館活動等において、地球温暖化の現状や対策の重要性について啓発、情報の提供を行い、市民や事業者の理解を深めるとともに、省エネ行動、リサイクル、グリーン購入などを普及、推進すること。
- (3) 市民や事業者に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等のため、必要な助言をすること。

(人数)

第2条 サポーターの人数は、15人以内とする。

(選任)

第3条 サポーターは、次の要件を備えるものの中から選任をする。

- (1) 環境保全活動、市民の自主的活動等について豊かな知識、経験及び熱意を有し、指導及び助言ができる者。
- (2) 環境に関する資格等を取得している者又は取得予定である者。
- (3) 日常生活における省エネルギー活動に対して知識と関心を有する者。
- (4) 前項に掲げるもののほか、市長が特にその職務に適任と認める者。

(任期)

第4条 サポーターの任期は、委嘱した年度内とする。

(活動報告)

第5条 サポーターは、自らが行った活動の状況について、活動月の翌月15日までに活動報告書（様式第1号）により市に報告するものとする。

(報償)

第6条 活動報告書（様式第1号）の活動報告により、予算の範囲内で次に掲げる額を支給する。

- (1) 1事業の実施につき、5,000円の支給とする。
- (2) 事業の実施に伴う調整会議の参加に対し、1時間につき1,000円を2時間の範囲内で支給する。ただし、1事業の支給対象となる調整会議は上限2回までとする。

(活動支援経費)

第7条 市は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、第1条に定めるサポーターの活動に要する経費を負担するものとする。

(研修等)

第8条 サポーターは、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得を図るため、次の事項の実施に努めなければならない。

- (1) 行政機関等が行う研修会、講演会等に積極的に参加し、地球温暖化防止等に関する

知識の習得及び情報の収集に努め、サポーターとしての資質の向上に努める。

(2) サポーターは自ら、地球温暖化防止等に関する知識習得のための研修会及び情報交換会を積極的に実施するよう努める。

(事務の所管)

第9条 サポーターに関する事務は、環境政策課地球温暖化対策推進室で行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。